

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：櫛田棚田地域振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）  
櫛田棚田  
範囲については、別添 1 のとおり。
- 2 指定棚田地域振興活動の目標
  - ( 1 ) 棚田等の保全
    - ・耕作放棄の防止・削減
      - 令和 6 年度までに、櫛田棚田における耕作放棄率 11.1%の現状を維持する。
    - ・担い手の確保
      - 令和 6 年度までに、櫛田棚田の保全に取り組む人数を 40 人から 50 人に増加させる。
    - ・生産性・付加価値の向上
      - 令和 6 年度までに、櫛田棚田における農地集積率 88.8%を 90.0%に向上させる。
      - 令和 6 年度までに、櫛田棚田で自走式草刈機を 3 台導入する。
      - 令和 6 年度までに、櫛田棚田で G P S 搭載のトラクターを 1 台導入し、I C T 農業の推進を図る。
    - ・鳥獣被害の防止
      - 令和 6 年度まで、櫛田棚田における鳥獣被害額 0 円（令和元年度実績）の現状を維持する。
  - ( 2 ) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
    - ・自然環境の保全・活用
      - 令和 6 年度までに、櫛田棚田において環境保全型の農業（減農薬、低肥料の水稻生産）に新たに取組み、作付面積 4ha を目指す。
    - ・伝統文化の継承
      - 秋祭りで催される獅子舞行事・左義長などの伝統文化の継承を図り、各年 1 回の開催を維持する。
  - ( 3 ) 棚田を核とした棚田地域の振興
    - ・棚田を観光資源とした地域振興
      - 櫛田棚田で生産されたそばを用いたそば祭りを新たに年間 1 回開催し、令和 6 年度までに櫛田地域内外からの参加者 40 人を目指す。

### 3 計画期間

認定の月～令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### 棚田等の保全

##### ・耕作放棄の防止・削減

-多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、棚田棚田の耕作放棄率11.1%の現状を維持する。

##### ・担い手の確保

-地域おこし協力隊やボランティア等を募り、棚田棚田の保全活動における担い手を確保する。

##### ・生産性・付加価値の向上

-継続的に農業者同士の話し合いを行い、各集落営農組織への農地集積を推進する。

-棚田棚田で自走式草刈機を3台導入し、作業の共同化・作業効率の向上を図る。

-棚田棚田内でGPS搭載のトラクターを1台導入し、ICT農業の推進を図る。

##### ・鳥獣被害の防止

-棚田棚田で侵入防止柵や檻の継続的な設置・管理を行い、鳥獣被害対策を推進する。

##### 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ・自然環境の保全・活用

-棚田棚田で、輪作を行いながら、環境保全型の農業(減農薬、低肥料の水稻生産)を導入し、自然環境の保全を図る。

##### ・伝統文化の継承

-秋祭りで催される地域伝統行事である獅子舞・左義長などの伝統文化の継承を図る。

##### 棚田を核とした棚田地域の振興

##### ・棚田を観光資源とした地域振興

-棚田棚田の遊休農地を利用して生産されたそばを用いたそば祭りを新たに開催し、棚田地区内外からの参加者を募ることで、近隣集落との交流を推進する。

#### (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の棚田棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

櫛田棚田地域振興協議会は射水市、富山県、農業者、農業者団体、地域住民、大門町土地改良区、南郷里山の会、いみずの農業協同組合で構成。

参加者の名称については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項